

# 鳥取縣公報

昭和二十二年八月一日  
第八千八百三十一號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格5A列

## 告示

### 鳥取縣告示第三百三十五號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により鳥取縣東伯郡花見村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十二年八月二日より  
同 年八月七日まで

### 鳥取縣告示第三百三十六號

昭和二十二年五月十六日鳥取縣告示第九十七號別表一中に次の事項を加え五月十六日よりこれを適用する。  
昭和二十二年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

乙級指定陸揚地	一出荷機購置當りの出荷の最低責任數量				備考
	第一、四半期	第二、四半期	第三、四半期	第四、四半期	
田後地區田後村	二五〇〇〇	三〇〇〇〇	一五〇〇〇	三〇〇〇〇	
網代同 網代村	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	一五〇〇〇	三〇〇〇〇	
大岩同 大岩村	三〇〇〇〇	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一五〇〇〇	
境同 境町	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	二〇〇〇〇	

### 鳥取縣告示第三百三十七號

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年八月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地、西伯郡外江村二、〇七八ノ二  
現住所及開業場 同

昭和二十二年七月三十日第一一九四號  
足 陸 美  
大正十三年六月二十五日生

本籍地、日野郡石見村大字上石見一五  
現住所及開業地、米子市加茂町一丁目一博愛病院内  
昭和二十二年七月三十日第一一九五號  
長谷川 貴 子  
昭和二十二年六月四日生

本籍地、氣高郡末恒村大字内海七五  
現住所及開業地、同  
昭和二十二年七月三十日第一一九六號  
三 橋 松 野  
大正十年一月二十八日生

本籍地、氣高郡東郷村大字高路二八四  
現住所及開業地、八頭郡國英村大字釜口一、四五四  
昭和二十二年七月三十日第一一九七號  
坂 口 野  
明治二十九年十月十六日生

◇鳥取縣告示第三百二十八號  
健康保険法、國民健康保険法並びに船員保険法に基く保  
險醫である齒科醫加藤完一は昭和二十二年七月十五日診  
療所を次のように異動した。  
昭和二十二年八月一日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
一、異動前診療所々在地

鳥取縣東伯郡榮村字龜谷一〇〇七  
鳥取縣東伯郡榮村字龜谷七八六

◇鳥取縣告示第三百二十九號  
家畜傳染病豫防法第七條の規定により次の区域内に飼養  
する豚に對して豚疫豫防注射を施行するから所有者又は  
管理者は次の日程により注射を受けなければならない。  
昭和二十二年八月一日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

施行月日	第一班 施行區域	第二班 施行區域
八月十二日	西伯郡余子村	西伯郡外江村
十三日	同 上道村	同 渡村
十四日	同 大篠津、中濱村	同、崎津村
十五日	同 和田村	同 彦名村
十六日	同 夜見、富益村	米子市
十八日	同 余子村	西伯郡外江村
十九日	同 上道村	同 渡村
二十日	同 大篠津、中濱村	同 崎津村
廿一日	同 和田村	同 彦名村
廿二日	同 夜見、富益村	米子市

昭和二十二年八月一日印刷  
昭和二十二年八月一日發行

鳥取縣公報 (昭和二十二年八月十五日) 第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
印刷所 鳥取縣鳥取市東町